

指定給水装置工事事業者の指定取消等処分決定について

大崎市水道事業指定給水装置工事事業者が水道法及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消等に関する要綱の処分決定基準に基づき、6か月の指定の効力を停止する。

○6ヶ月指定停止事業者

指定番号	下記のとおり
事業者の名称	
事業所の所在地	
代表者名	
指定取消理由	<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称又は所在地の変更のあった日から30日以内に、変更の届出書を提出しないとき。・道路内の工事を道路管理者の許可を受けずに工事をするとき。
指定取消年月日	令和6年8月30日

記

指定番号	事業所の名称	事業所の所在地	代表者名
37	株式会社 中島風呂商会	加美郡加美町字雁原148番地1	代表取締役 中島 吉悦